

コミュニティ三方規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、コミュニティ三方と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を豊岡市日高町栗山901番地の2（三方地区基幹集落センター内）に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の連携により、三方地区（以下「地区」という。）における共通課題の解決を図り、元気で明るく豊かな地域にするために、自主的・主体的に地域活動を行う。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地理的・社会的環境の整備と生活改善
- (2) 住民福祉の向上と生涯学習の推進
- (3) スポーツ・文化活動の振興
- (4) 青少年の健全育成
- (5) 地域おこし

第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) 地区で活動する団体
- (3) 地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認めるもの

(組織)

第6条 本会の運営にあたり次の会を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(総会)

第7条 総会は、代議員により構成する。

- 2 総会は会長が招集し、議長は総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し議決する。臨時総会は会長が必要と認めたとき、及び代議員の3分の1以上の要請があったとき開催する。
 - (1) 予算、決算報告及び事業計画、事業報告に関すること。
 - (2) 役員を選任・解任に関すること。
 - (3) 規約に関すること。
 - (4) その他この会の重要な運営に関すること。
- 4 総会は代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の議事については議事録を作成し、出席者のなかから選任した1名と議長が署名捺印する。

(役員会)

第8条 役員会は監事を除く役員で組織し、定期的に又は、必要により会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会において議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(部会)

第9条 本会に部会を置く。

- 2 部会は各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部員は各区から選任された者と関係団体・機関の構成員をもって構成する。
- 4 部長は会長が選任し、総会において承認を受ける。
- 5 部会に副部長を置く。副部長は部会構成員の互選により選任し、会長が承認する。
- 6 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 7 部会は部長が招集する。
- 8 部会は次のとおりとする。
 - (1) 企画・郷づくり部
 - (2) 福祉・環境部
 - (3) 体育・健康部
 - (4) 文化・教養部
 - (5) 防災・安全部

(代議員)

第10条 代議員は区の代表及び別記団体の代表者とする。

(代議員の任務)

第11条 代議員は総会または臨時総会において、第7条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された代議員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 役員

(役員)

第13条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長(会計) 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 部長 5名

2 必要に応じて、役員会の承認を得て、この会に顧問を置くことができる。

(役員承認)

第14条 役員は総会において承認する。

(役員任務)

第15条 役員は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。
- (3) 会計はこの会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事はこの会の会計監査を行い、これを総会に報告する。
- (5) 部長は担当部会を統括する。

(役員任期)

第16条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員は前任者の残任期間とする。

第5章 財 務

(経費)

第17条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑 則

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年12月21日から施行する。
- 2 設立年度における代議員及び役員の任期は、第12条第1項及び第16条第1項の規定に関わらず、平成28年12月21日から平成29年3月31日までとする。
- 3 設立年度の会計年度は、第18条の規定に関わらず、平成28年12月21日から平成29年3月31日までとする。

別 記

- 1 三方小校区青少年育成町民会議（区長会長兼務）
- 2 三方地区老人クラブ連合会 会長
- 3 三方地区農会長会 会長
- 4 人権擁護委員
- 5 みかたの森こども園、三方小学校、日高西中学校から代表1名
- 6 みかたの森こども園保護者会、三方小学校PTA、日高西中学校PTAから代表1名
- 7 三方地区内の介護福祉施設から代表1名